

公有財産有償貸付契約書（案）

（令和2年度公募入札による自動販売機設置（その2））

貸付人 大和市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、公有財産の貸付について次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、別表1のとおりとする。

（用途の指定）

第3条 乙は、貸付物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）として自ら使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

3 乙は、別表1に記載した、自動販売機各物件に対する、販売内容、色・図柄、広告の禁止及び災害対応型の指定を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（貸付料）

第5条 貸付料は、自動販売機の売上金額に貸付料率〇〇．〇〇パーセントを乗じて得た金額（小数点第2位未満は切捨て）に別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

（貸付料の支払い）

第6条 乙は、甲が四半期ごとに発行する納入通知書により、指定する期日までに甲に貸付料を支払わなければならない。

（電気料の支払い）

第7条 乙は、前条の貸付料のほかに、この契約に基づき設置した自動販売機が使用する電気の使用料として、自動販売機の定格電力消費量に応じて甲が定める電気使用料決定通知書に記載された電気使用料を納めなければならない。

2 乙は、前項の納入通知書に定める日までに甲に電気料を支払わなければならない。

（延滞金）

第8条 乙は、前2条に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料及び電気料（以下「貸付料等」という。）を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じて大和市諸収入金に対する督促及び延滞金徴収条例（昭和39年大和市条例第3号）に基づき計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

（充当の順序）

第9条 乙が貸付料等及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が貸付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第10条 契約保証金は免除する。

(契約不適合)

第11条 乙は、この契約締結後、貸付物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないものであることを知った場合であっても第5条に規定する貸付料の減額又は損害賠償等の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第12条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(維持補修)

第13条 甲は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、全て乙の負担とする。

(権利譲渡の禁止)

第14条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくは担保にすることができない。

(実地調査等)

第15条 甲は、貸付物件について随時使用状況及び販売状況を実地に調査し、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義があるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め、又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、又は実地調査を拒み、若しくは妨げてはならない。

(違約金)

第16条 乙は、第4条に定める期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反した場合

〇〇〇円に落札貸付料率を乗じて得た額に相当する金額

(2) 第3条及び第14条に定める義務に違反した場合

〇〇〇円に落札貸付料率を乗じて得た額の3倍に相当する金額

2 前項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(甲による契約の解除)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が、手形、若しくは小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(3) 乙が、差押、仮差押、仮処分、競売、保全処分、滞納処分等の強制執行の申立てをしたとき。

(4) 乙が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。

- (5) 乙が、甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (6) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。
- (7) 乙が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (8) 乙が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (9) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
- (10) 前各号に準ずる事由により、甲が契約をしがたいと認めたとき。

2 甲は、国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙はこれによって生じた損失の補償を求めることができる。

(談合その他不正行為に係る解除)

第18条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項又は第2項、第8条の2第1項又は第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙が、公正取引委員会が乙に独占的状态があったとして行った命令に対し、当該命令に係る抗告訴訟を提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 法人等（法人、団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が、その法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（乙の都合による契約の解除）

第20条 乙が、自らの都合により契約の解除を希望する場合は、これを希望する日の3か月以上前までに、契約解除申出書を甲に提出しなければならない。また、甲は、契約解除に当たって、乙に対して次の事項を課すこととする。

- (1) 既納の電気使用料は返還しない。
- (2) 契約解除した当該年度及びその次の年度に実施する自動販売機の公募入札に、乙は参加できない。
- (3) 甲は、乙に対して、第16条に定める違約金とは別に、〇〇〇円に落札貸付料率を乗じて得た額に相当する金額の違約金を請求する。

（原状回復）

第21条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは、甲の指定する日までに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

（損害賠償等）

第22条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費の請求権の放棄）

第23条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第17条（第2項を除く。）から第20条までの規定により契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要費その他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

（契約の費用）

第24条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第25条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、これを定めるものとする。

（裁判管轄）

第26条 この契約に関する訴の管轄は、甲の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

年 月 日

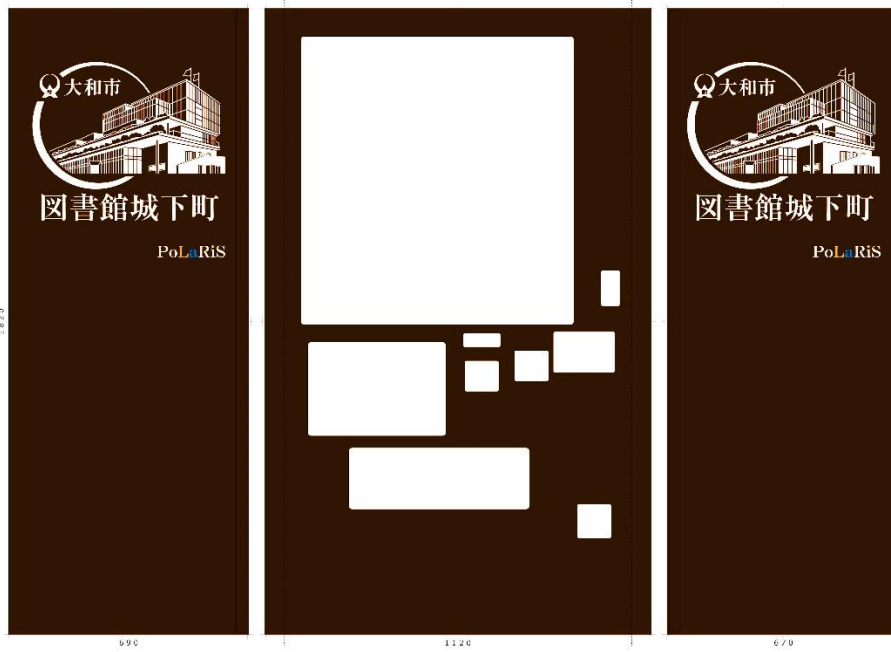
甲 住 所 大和市下鶴間一丁目1番1号
名 称 大和市
氏 名 大和市長 大 木 哲 印

乙 住 所
名 称
氏 名 印

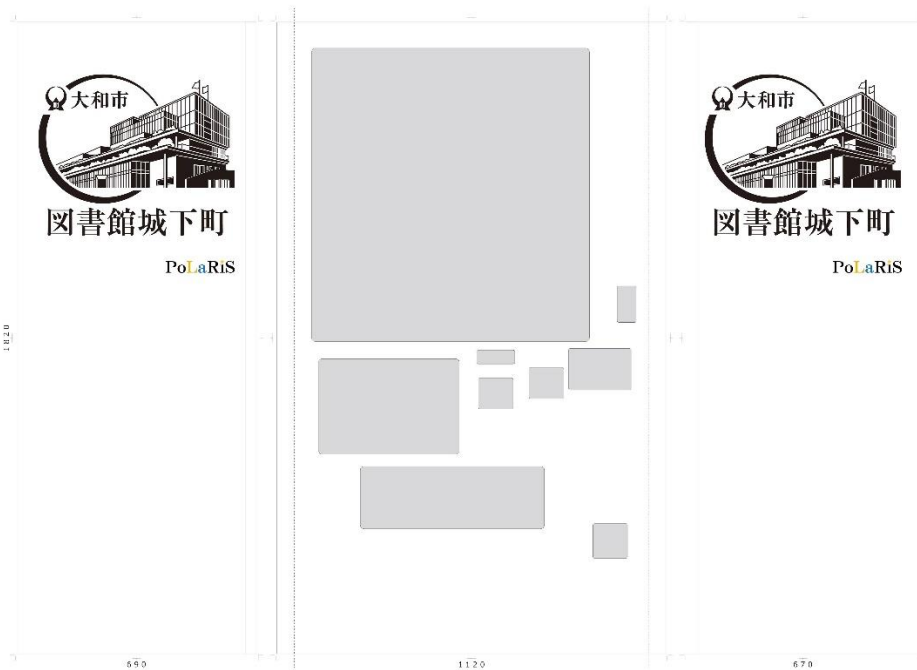
(別表1)

番号	設置場所	販売内容、色・図柄、広告 災害対応型の指定	設置面積

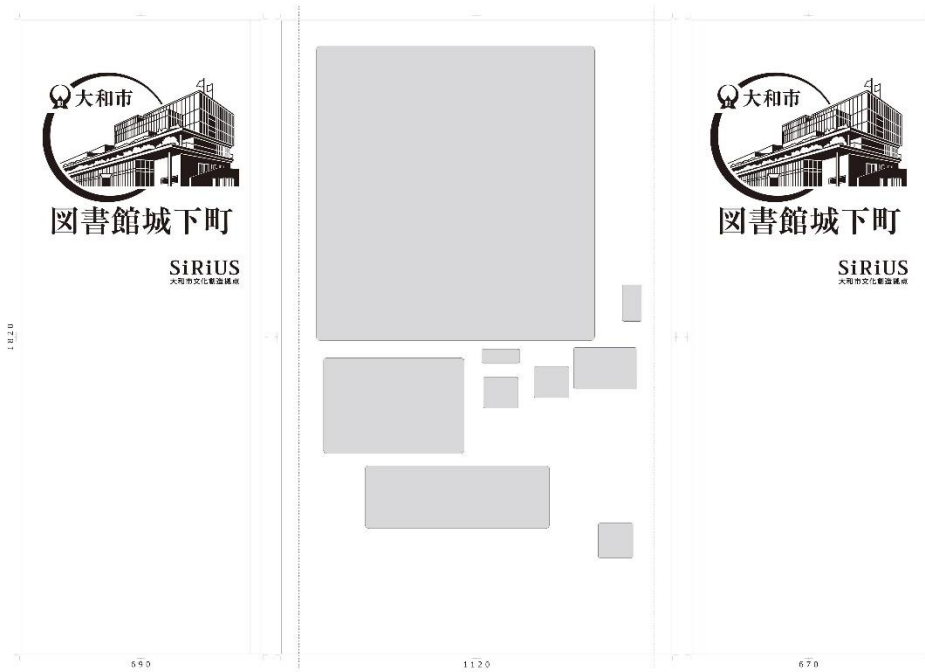
1階に設置する自動販売機のデザイン



2階に設置する自動販売機のデザイン



別紙：入札番号2 自動販売機のデザイン



仕 様 書

1. 機器設置の条件

- (1) 学習省エネ機能、部分冷却加温システム、ヒートポンプ機能、ピークカット機能、照明の自動点滅・減光機能などの省エネルギー機能を搭載し、ノンフロン対応など環境に配慮したものであること。
- (2) 500円硬貨及び1000円紙幣が使用できること。
- (3) 電子マネー（カード及びスマートフォン決済）が使用できること。
- (4) 日本産業規格の据付基準又は一般社団法人全国清涼飲料工業会の自販機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止措置を行うこと。

2. 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、指定する販売内容の他に、アルコール類の販売は行わないこと。
なお、商品の具体的な構成については、大和市との協議のうえ、決定すること。

3. 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理などの自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分に注意するとともに、在庫、補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任において容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）及びその他関係法令に基づき、適切に回収、リサイクル及び周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入並びに廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。また、衛生管理及び感染症対策については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及びその他関係法令、業界自主基準などの遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時の連絡先を明記し、乙の責任において対応すること。
- (7) 自動販売機の消費電力等を記載した銘板を自動販売機の正面等の容易に見える位置に貼付すること。

4. 売上状況等の報告

本件自動販売機の売上状況を売上報告書（様式7）にまとめ、自動販売機1台ごとに月別の売上報告書を作成の上、四半期最終月の翌月15日までに提出すること。また売上報告書はMicrosoft社のExcelによる電子データで保存し、大和市が求めた場合、当該電子データを提出できること。

5. その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

(様式7)

売上報告書

「公有財産有償貸付契約書」仕様書4の規定に基づき、自販機の月間売上を次のとおり報告します。

年 月 日

大和市役所 図書・学び交流課 あて

自販機販売管理者

(住所)

(会社名)

印

(担当者名)

(電話番号)

(設置場所)

(機種、型式)

No	販売 単価 (A)	年 月		備 考
		販売数量	売上金額	
		(B)	(A) × (B)	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
		売上金額合計 (C)		

<記載上の注意>

1. 本報告書は、3か月毎にとりまとめ四半期最終月の翌月15日までに必ず提出して下さい。
2. 本報告書は、自販機1台ごとに月別の売上状況を商品別に記載して下さい。
3. 本報告書は、電子データとして保存し、大和市が求めた場合に電子データで提出して下さい。